

登記に関するご案内

## 資本金規制特例の撤廃について

最低資本金規制特例（1円起業）の

登記された解散事由を廃止する必要があります。

平成18年5月1日会社法の施行により、最低資本金規制そのものが廃止されました。したがって、平成15年2月以降に資本金規制特例で設立した会社は、登記された解散事由を廃止する必要があります。

解散事由の廃止には、株主総会での定款変更決議をした後で、法務局へ登記しなければなりません。

上記の詳しい内容については、ご説明いたしますので、ご連絡下さい。

➡ **当事務所は、新会社法に対応した定款作成を承っております。**



経済産業省の認可を受けていることによる、決算の報告や、資本金達成の報告等は、平成18年5月1日以降は一切提出する必要がなくなります。